

被扶養者の異動手続きをお忘れなく！

高等学校・大学・専門学校等を卒業され就職した場合等、健康保険等の被保険者となったときは、被扶養者の認定取消の手続きが必要となります。また、収入が認定限度額を恒常的に超える場合も、認定取消の手続きが必要となります。その他、年金等の収入額の変更等、下記に該当した場合は、認定取消となりますので勤務先の共済担当課を通じてお早めにご手続きをお願いします。

確定申告書等の写しは保管してください

農業や小売業等の事業をされているご家族の場合、その認定や取消の手続きをする際には、その事実を具体的に確認させていただくために、税務署受付日がわかる確定申告書・収支内訳書等の写しが必要となりますので、確定申告後も大切に保管してください。

こんなとき、手続きが必要です

就職等により
健康保険等の
被保険者となった場合



*アルバイト・パート等の
給与収入や事業所得等が
年額130万円以上
である場合



雇用保険を受給する
(給付日額が3,612円以上)
こととなった場合



60歳以上の年金受給者
または障害年金受給者で
年額180万円以上
収入がある場合
(企業年金や個人年金等も含む)



※給与収入とは、給料・ボーナス・諸手当等を含み、所得税等の控除をする前の総支給額をいいます。
事業所得とは、収入金額から共済組合が認める経費(税法上の必要経費ではありません)を差し引いた額をいいます。

取消日以降に医療機関等で受診していた場合、窓口で支払った額以外の共済組合が負担した医療費は、返還していただくことになりますので、勤務先の共済担当課を通じて手続きをお願いします。

**ご不明な点がございましたら、
勤務先の共済担当課または共済組合保健課(TEL 076-263-3367)までお問い合わせください。**

「医療費通知書」を 医療費控除の 申告手続きに使用できます

確定申告の医療費控除の申告手続きをする際、医療機関等の領収書の添付または提示に代えて「医療費控除の明細書」の添付(要記入)が必要となっています。ただし、保険者(共済組合)が発行する「医療費通知書」を添付すれば、「医療費控除の明細書」の記入を簡素化できます。

《医療費控除の申告に使用する際の注意点》

- 「医療費通知書」に記載されていないものがある場合には、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付する必要があります。この場合、領収書は確定申告期限から5年間保存する必要があります。
- 記載されている自己負担額は、公費負担医療等の影響により実際の自己負担額と必ずしも一致するとは限りません。このため、必ず医療機関から発行された領収書の金額と照らし合わせて、異なる場合は領収書の金額に訂正して確定申告に使用していただく必要があります。

- 文字数制限等により医療機関名が表示されていない場合は、手書きで追記してください。
 - 「医療費通知書」を使用する場合は、原本の添付が必要となります。また、**再発行はできません**のでご注意ください。
- ※その他、医療費控除の申告に関することについては、お近くの税務署へお問い合わせください。

医療機関から共済組合への医療費の請求時期等により、次回の「医療費通知書」(2月上旬発行予定)は原則、令和元年5月~令和元年10月受診分となります。